

「約款・規定集」 新旧対照表

(下線部改定箇所)

新	旧
第 1 章 総合取引約款 第 2 条 (総合取引の利用) (1)お客さまは、この約款にもとづいて次の各号に掲げる取引、およびサービスをご利用いただけます。 ①～⑫現行どおり ⑬第 14 章に定める外貨建 MMF <u>累積投資取引</u> ⑭～⑮現行どおり 第 14 章 外貨建MMF (マネー・マーケット・ファンド) 累積投資約款 第 1 条 (約款の趣旨) この約款は、お客さまと、当社との間のマネー・マーケット・ファンド (外貨) 受益証券 (以下「マネー・マーケット・ファンド」といいます。) の<u>累積投資</u>に関する取決めです。 当社は、この約款に従ってマネー・マーケット・ファンドの<u>累積投資の委任に関する契約</u> (以下「契約」といいます。) をお客さまと締結いたします。 第 2 条 (申込方法) (1) 現行どおり (2) 契約が締結されたとき、当社はただちにお客さまのマネー・マーケット・ファンド<u>累積投資口座</u>を設定いたします。 (3) 現行どおり <u>削除</u> <u>削除</u> 第 4 条 (取得の申込み、時期および価額) (1)<u>お客さまは、マネー・マーケット・ファンドの取得を申込む場合、申込金額とその払込通貨を明示して、所定の手続きによりこれを行うものとしします。</u> (2)<u>当社は、お客さまからの取得の申込みが取引日の当社が定める時間までに行われ、かつ当社所定の事務処理が完了した場合は当日を、当社が定める時間を過ぎて行われた場合または当社所定の事務処理が完了しなかった場合は翌取引日を申込日として、当該申込日に指定のマネー・マーケット・ファンドをお客さまに代わって取得します。また、お客さまから取引日以外の日に取得の申込みがあった場合、その翌取引日に当該申込みがあったものとして取扱います。</u> (3)<u>当社は、上記 (2) の申込みがあった場合、申込日の翌営業日までに払込金を受入れます。</u> (4)<u>上記 (2) の取得価額は、申込日の基準価額 (または、純資産価格。以下同じ。) とします。</u> (5)<u>上記 (1) および (2) の規定にかかわらず、当社は、申込日の 1 口当たりの純資産価格が当初設定時の 1 口当たりの純資産価格を下回った場合には、当該マネー・マーケット・ファンドの取得の申込みに応じないものとしします。</u> (6)<u>金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情 (金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、重大なテロ、戦争等) による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等があるときは、取得の申込みが中止され、また既に行われた取得の申込みの受付が取消されることがあります。</u> (7)<u>取得されたマネー・マーケット・ファンドの所有権ならびにその元本または果実に対する請求権は、当該取得日からお客さまに帰属するものとしします。</u> 第 6 条 (果実の再投資) 第 5 条にかかるマネー・マーケット・ファンドの果実は、前月の各<u>ファンドの最終取引日</u> (その翌取引日以降に取得した場合については、当該<u>取得日</u>) から当月の最終取引日の前日までの分を毎月の当該最終<u>取引日</u>にお客さまに代わって当社が受領のうえ、所定の国内源泉税を	第 1 章 総合取引約款 第 2 条 (総合取引の利用) (1)お客さまは、この約款にもとづいて次の各号に掲げる取引、およびサービスをご利用いただけます。 ①～⑫<u>省略</u> ⑬第 14 章に定める外貨建 MMF <u>自動けいぞく投資取引</u> ⑭～⑮<u>省略</u> 第 14 章 外貨建MMF (マネー・マーケット・ファンド) <u>自動けいぞく投資約款</u> 第 1 条 (約款の趣旨) この約款は、お客さまと、当社との間のマネー・マーケット・ファンド (外貨) 受益証券 (以下「マネー・マーケット・ファンド」といいます。) の<u>自動けいぞく投資</u>に関する取決めです。 当社は、この約款に従ってマネー・マーケット・ファンドの<u>自動けいぞく投資契約</u> (以下「契約」といいます。) をお客さまと締結いたします。 第 2 条 (申込方法) (1) <u>省略</u> (2) 契約が締結されたとき、当社はただちにお客さまのマネー・マーケット・ファンド<u>自動けいぞく投資口座</u>を設定いたします。 (3) <u>省略</u> (4) <u>上記 (1) ①および②にもとづき、口座を設定した場合には、自動けいぞく投資口座開設のご案内を遅滞なく送付または交付いたします。</u> 第 4 条 (買付時期・価額) 新設 第 6 条 (果実の再投資) 第 5 条にかかるマネー・マーケット・ファンドの果実は、前月の最終営業日 (その翌日以降に買付けた場合については、当該買付日) から当月の最終営業日の前日までの分を毎月の当該最終<u>営業日</u>にお客さまに代わって当社が受領のうえ、所定の国内源泉税を控除後

新	旧
控除後当該お客さまの口座に繰り入れ、その全額をもってマネー・マーケット・ファンドを当該最終<u>取引</u>日の前日の基準価額で遅滞なく<u>取得</u>します。 第7条（返 還） (1)お客さまは、当社を通じてお客さまの所有するマネー・マーケット・ファンドおよび果実の返還を請求することができます。 この場合、当該請求にかかるマネー・マーケット・ファンドについては、返還の請求が<u>取引日の当社が定める時間までに行われ、かつ当社所定の事務処理が完了した場合は当日を、当社が定める時間を過ぎて行われた場合または当社所定の事務処理が完了しなかった場合は翌取引日を返還請求日として、当該返還請求日の基準価額をもってこれを換金し、その翌取引日に円貨相当額または外貨の金銭をお支払することにより返還します。</u>なお、果実の返還は、所定の国内源泉税を控除後、<u>上記に準じてお支払いします。</u> (2)前項の請求は、<u>1口単位とし、受取通貨を明示して、所定の手続によりこれを行うものとし</u>ます。 第8条（解 約） (1)この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。 ①～③現行どおり ④<u>やむを得ない事情により、当社が解約を申出たとき</u> (2)～(3)現行通り 第9条（その他） (1)本約款にいう営業日は、<u>国内金融商品取引所の休業日以外の日を意味します。また、取引日とは、営業日のうち、各ファンドにおいて営業日として定められた日をいうものとし</u>ます。 (2)～(3)現行通り ①この約款にもとづくマネー・マーケット・ファンドまたは果実を返還した場合 ②<u>所定の手続きにより返還の申出がなかったために、この契約にもとづくマネー・マーケット・ファンドまたは果実を返還しなかった場合</u> ③現行どおり (4)<u>この約款に別段の定めのないときには、第1章（総合取引約款）、第9章（外国証券取引口座約款）、第11章（累積投資取引約款）（ただし、第8条（キャッシング（即日引出））は除く。）、第12章（積立投資信託取扱約款）等に従うものとし</u>ます。 第15章 マルチチャネルサービス約款 第4条（TO YOU ネットの利用） (1)TO YOU ネットは、次の各号のすべてに該当する場合にご利用いただくことができます。 ①～③現行どおり ④<u>成人</u>であること。 ⑤～⑦現行どおり ホームトレード取扱規定 第1章 総則 第4条【本サービスの利用】 1. 本サービスは、お客さまが、証券総合口座取引のお申込みをされることを前提として、日本国内に居住する<u>成人かつ個人</u>の方で、当社所定の申込書に必要事項を記載のうえお申込みになり、かつ当社がそれを承諾した場合に限り、本規定にもとづいて利用できるものとします。 2. 現行どおり 改定日 2024年8月5日 （第1章、第14章） 改定日 2024年10月1日 （第15章、ホームトレード取扱規定）	当該お客さまの口座に繰り入れ、その全額をもってマネー・マーケット・ファンドを当該最終<u>営業</u>日の前日の基準価額で遅滞なく<u>買付</u>けます。 第7条（返 還） (1)お客さまは、当社を通じてお客さまの所有するマネー・マーケット・ファンドおよび果実の返還を請求することができます。 この場合、当該請求にかかるマネー・マーケット・ファンドについては、返還の請求が<u>あった日（締切時間：午後2時）の翌営業日の前日の基準価額により、これを換金し、翌営業日以降にその金銭を、外貨またはその円貨相当額の金銭の引渡しをもって返還にかえるもの</u>といたします。<u>果実の返還は、所定の国内源泉税を控除後、外貨またはその円貨相当額の金銭を支払うもの</u>といたします。 (2)前項の請求は、<u>所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は、届出印の押捺された所定の受領書と引き換えに、取扱店においてお客さまに返還いたし</u>ます。 第8条（解 約） (1)この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。 ①～③省略 <u>新設</u> (2)～(3)省略 第9条（その他） (1)本約款にいう営業日は、<u>日本の証券会社、ニューヨーク、ロンドンおよびブルクセンブルグの銀行がすべて営業を行っている日を意味</u>します。 (2)～(3)省略 ①<u>届出印の押捺された所定の受領書と引き換えに、この契約にもとづくマネー・マーケット・ファンドまたは果実を返還した場合</u> ②<u>印影が届出印と相違するために、この契約にもとづくマネー・マーケット・ファンドまたは果実を返還しなかった場合</u> ③省略 <u>新設</u> 第15章 マルチチャネルサービス約款 第4条（TO YOU ネットの利用） (1)TO YOU ネットは、次の各号のすべてに該当する場合にご利用いただくことができます。 ①～③省略 ④<u>満20歳以上の個人</u>であること。 ⑤～⑦省略 ホームトレード取扱規定 第1章 総則 第4条【本サービスの利用】 1. 本サービスは、お客さまが、証券総合口座取引のお申込みをされることを前提として、日本国内に居住する <u>20歳以上の個人</u>の方で、当社所定の申込書に必要事項を記載のうえお申込みになり、かつ当社がそれを承諾した場合に限り、本規定にもとづいて利用できるものとします。 2. 省略